

相続ニュース

2016年1月12日(火)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

孫への生前贈与

はじめに

相続税対策として、生前贈与が有効であることは、日頃の相続ニュースでもお伝えしていると思います。しかし、生前贈与で気を付けていただきたいことは、相続開始前3年以内の贈与は、相続財産に持ち戻されるという規定があることです。

よって、慌てて子供や配偶者に贈与をしても3年以内に贈与したものは結局相続財産になってしまうのです。

しかし、この規定は、財産を相続や遺贈によって受け取った者に対してのみ適用される規定です。

ですから、そもそも相続人でない人に贈与をしてもこの規定の適用は受けないということになります。よって、通常法定相続人になりえない孫に生前贈与をすることが節税効果を高めるということになります。

孫への贈与は相続税を飛ばせる

通常の相続では、親から子へ、子から孫へ相続財産が移転します。よって、通常2回相続税が課されることとなります。

しかし、親から孫へ直接贈与をしてしまえば、本来2回相続税がかかるところを1世代飛ばすことができます。

このように親の代での相続と子の代での相続と2代に渡って節税がされるということになる

ので孫への贈与は非常に節税効果が高いです。

教育費は贈与税の対象？

よく贈与に関するご質問に「孫への教育費は贈与税の対象になりますか」というものがあります。結論から申し上げますと答えはノーです。

日常生活において必要な家事費というものは贈与税の対象ではありません。よって、仕送りなども贈与税はかかりません。

教育費もこの対象なので当然贈与税は発生しません。

ただし、気を付けなければならないことは、金額の大小ではなく、タイミングです。

例えば大学に入学するタイミングで入学金や授業料に相当するお金を孫に渡す分には問題ありません。しかし、4年分の授業料をまとめて渡した場合は、贈与税の対象となる恐れがあります。また、教育費の名目で渡したものを車の購入に充ててしまった場合などは、贈与に該当します。

おわりに

前述しているとおり、孫への生前贈与は、親の代と子の代両方で節税効果が見込める有効な相続税対策です。

これと、生命保険を併せて活用すれば、簡単でかつ効果が高い相続税対策になります。

是非参考にしてみてください。